

第 2 章 知的財産専門職大学院基準

第2章 知的財産専門職大学院基準

本章においては、評価において欠かせない評価基準について説明します。評価対象となる知的財産専門職大学院は、本基準を使用し自己点検・評価を行い、評価者は本基準を用いて評価を実施します。従って、知的財産専門職大学院及び評価者ともに、本基準について理解することが重要です。

1 基準の構成

(1) 大項目

「知的財産専門職大学院基準」は、以下の4つの大項目により構成されています。

1 使命・目的	2 教育課程・学習成果、学生
3 教員・教員組織	4 専門職大学院の運営と改善・向上

(2) 「本文」「基礎要件」及び「評価の視点」

大項目ごとに、「本文」「基礎要件」及び「評価の視点」で構成されています。

「本文」	その大項目の趣旨を定めたもので、知的財産専門職大学院に課せられた基本的な使命を果たし、さらに、個別の知的財産専門職大学院独自の目的を実現するために必要な内容を示しています。
「基礎要件」	法令事項をはじめとした基礎的な事項を指し、評価の前提となる必須事項として確認が求められるものを示しています。具体的な基礎要件の対象範囲は、「知的財産専門職大学院基準に関する基礎要件データ」を参照してください。
「評価の視点」	「本文」の趣旨を踏まえ、①各知的財産専門職大学院が点検・評価活動を行う際、②本協会が認証評価を行う際、それぞれが依拠すべきポイントを個別的に示したものです。

自己点検・評価を行う際にも、認証評価を行う際にも、個々の「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の連関性等に十分な注意を払うことが求められます。

知的財産専門職大学院及び評価者は、必ず評価基準を熟読し、評価基準で求められている趣旨を理解したうえで、自らの取組みにあてはめて点検・評価する、評価資料から評価対象の取組みを読み取

って評価するようにしてください。

(評価基準の概要、構成については、「知的財産専門職大学院基準」(資料1)の冒頭にも「知的財産大学院基準について」として記載しています。必ず読むようにしてください。)

<例示>

知的財産専門職大学院基準

平成 22 年 11 月 19 日決定
...
令和 4 年 2 月 22 日改定

↓ **大項目名**

2 教育課程・学習成果、学生

各知的財産専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。.....
(以下、省略).....

○ **基礎要件**

この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し適切なものであること。

○ **評価の視点**

項目		「評価の視点」	評価の視点
学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針	2-1		知的財産専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。
教育課程の設計と授業科目	2-2		基本的な使命及び固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。 (1).....

「本文」

「基礎要件」
※資料2「知的財産専門職大学院基準に関する基礎要件データ」参照

複数の項目のもとに「評価の視点」が設けられている。自己点検・評価を実施する際には、項目ごとに、評価の視点を踏まえて現状の説明等を記載する。評価においては、評価結果では項目ごとに概評を記載し、大項目ごとに提言を記載する。

2 知的財産専門職大学院基準に関する基礎要件データ

「知的財産専門職大学院基準」のうち、定量的あるいは簡潔な文字情報で示すことが可能な事項については、「知的財産専門職大学院基準に関する基礎要件データ」（以下、「基礎要件データ」という。）に取りまとめています。この基礎要件データは、知的財産専門職大学院が遵守すべき法令要件のほか、教育の質の保証・向上を図るうえで必要な定量的なデータが表形式で示されています。従って、「知的財産専門職大学院基準」の各大項目に示された「基礎要件」を充足しているかは、基礎要件データを参照して評価することになります。

評価を申請する各知的財産専門職大学院は、「知的財産専門職大学院基準」（資料1）及び「知的財産専門職大学院基準に関する基礎要件データ」（資料2）を合わせて評価基準と捉え、自己点検・評価を実施してください。そのため、評価を受ける際には、「知的財産専門職大学院基準」に沿って自己点検・評価した結果をまとめた報告書（様式2）及び「基礎要件データ」（資料2※知的財産専門職大学院で記入したもの）を提出する必要があります。

なお、基礎要件データを作成する過程において、基礎要件を満たしていないと自己評価した場合には、点検・評価報告書に満たしていない理由、改善するための方策・計画を記載してください。具体的には、その表が該当する知的財産専門職大学院基準の項目の「現状の説明」や大項目ごとに記載する「点検・評価」において、記載してください。

<例示>

知的財産専門職大学院基準の大項目内の
対応する項目を明示

項目：教育の実施

表4：単位の設定〔大学設置基準第21条～第23条〕

基礎要件	大学記載欄	
学生の学習時間等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること	1コマあたりの授業時間	※ 1コマあたりの授業時間（分）を記載して下さい。
	授業の実施期間	※ 2学期制、3学期制又は4学期制のいずれかを採用しているか記載して下さい。また、各学期の期間を何週としているか記載して下さい。
	試験の実施期間	※ 試験の実施期間をどのように設定しているか記載して下さい。
	集中講義等	※ 上記の期間以外において集中講義等を行っている場合には、その実施時期と期間（試験を含む）を記載して下さい。

黒い太枠内(マーカー一部)に
各知的財産専門職大学院が情報を記入
・※印の注釈をよく読み、正しい情報を記入してください。
・表外に[注]が記されている場合は、それに沿って記入してください。

3 基準を用いた評価について

「知的財産専門職大学院基準」を用いて評価を行った結果として、評価結果には、基準の大項目内の項目ごとに「概評」を記述し、大項目ごとに必要に応じて「提言」を記述します（詳細は第4章「評価者による評価作業」を参照してください）。

提言の種類	内容
長 所	基本的な使命を実現するための取組み、あるいは、個別の知的財産専門職大学院が掲げる目的の実現及び特色の伸長に向けた取組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している事項
特 色	長所として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は独自の目的に即した個性的な取組みとして評価できる事項
検討課題	具体的な計画と措置を検討し、改善に向け努力することが必要な事項
是正勧告	具体的な計画をもって措置を講じ、必ず改善することが必要な事項

評価結果においては、基準に適合しているか否かの最終的な判定を記述します。その際には、上記の提言のうち、「是正勧告」の状況を総合的に判断して行います。具体的には、「是正勧告」の内容を検討した結果、知的財産専門職大学院としての質に重大な問題があると判断された場合、基準に適合していないと判定されることとなります。